

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公表番号】特表2019-509219(P2019-509219A)

【公表日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-013

【出願番号】特願2018-539826(P2018-539826)

【国際特許分類】

B 6 5 B 55/04 (2006.01)

【F I】

B 6 5 B	55/04	V
B 6 5 B	55/04	M

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月21日(2020.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

滅菌粒状バルク物質をコンテナ(10)内で搬送し、前記滅菌粒状バルク物質を前記コンテナ(10)からアイソレーター(14)内に移送する方法において、前記コンテナ(10)の充填排出開口(24)に取り付けられる RTPシステムのベータ部(18)が、前記アイソレーター(14)に取り付けられる前記RTPシステムの相補的なアルファ部(16)にドッキングされて前記RTPシステムが開かれた後、前記滅菌粒状バルク物質が前記アイソレーター(14)内に移送される方法であって、

前記滅菌粒状バルク物質は、前記コンテナ(10)内でバスケット(26)に入れて搬送され、前記RTPシステムが開かれた後であって、前記滅菌粒状バルク物質が前記アイソレーター(14)内に移送される前に、前記バスケット(26)は、前記コンテナ(10)から前記充填排出開口(24)及び開かれた前記RTPシステムを通じて前記アイソレーター(14)内の傾斜位置に移動され、該位置において、前記滅菌粒状バルク物質は、前記バスケット(26)から自ずと下方に滑動又は下降することができる特徴とする、方法。

【請求項2】

前記バスケット(26)は、前記コンテナ(10)のリニアガイド(52)に沿って、前記充填排出開口(24)及び開かれた前記RTPシステムを通じて移動されることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記バスケット(26)は、規定の傾斜角度を有する傾斜位置に移動され、この位置に保持されることを特徴とする、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記バスケット(26)は、前記傾斜位置において、前記アイソレーター(14)内で前記RTPシステム(16、18)の前記アルファ部(16)の下方に配置される支持体(84)によって保持されることを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

前記バスケット(26)は、前記コンテナ(10)内及び／又は前記アイソレーター(14)の下方に配置される支持体(84)によって保持されることを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

14) 内の保持手段(46、48；84、92)によって、前記傾斜位置に保持されることを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

前記バスケット(26)が前記傾斜位置にあるとき、前記バスケット(26)の有孔カバー(36)が開かれることを特徴とする、請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項7】

前記カバー(36)の一方の半部分は、回転軸(42)の周りで前記バスケット(26)から外側へ回転されることを特徴とする、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

滅菌粒状バルク物質を搬送し、前記滅菌粒状バルク物質をアイソレーター(14)内に移送するためのコンテナ(10)において、充填排出開口(24)と、前記充填排出開口(24)に取り付けられるRTPシステム(16、18)のベータ部(18)とを備えるとともに、前記RTPシステム(16、18)の相補的なアルファ部(16)にドッキングするための手段(60)を備えたコンテナ(10)であって、

該コンテナ(10)は、搬送される前記滅菌粒状バルク物質を収納するバスケット(26)を備え、

前記バスケット(26)は、前記RTPシステムが開かれると、前記充填排出開口(24)及び開かれた前記RTPシステムを通って該コンテナ(10)から前記アイソレーター(14)内の傾斜位置に少なくとも部分的に移動可能であり、該位置において、前記滅菌粒状バルク物質は、前記バスケット(26)から自ずと下方に滑動又は下降することができ、

前記コンテナ(10)及び前記バスケット(26)の双方が略円筒形であり、

前記充填排出開口(24)及び前記RTPシステム(16、18)の前記ベータ部(18)は、前記コンテナ(10)の一端部に配置され、

前記バスケット(26)は、前記コンテナ(10)の前記一端部に隣接するとともに前記バスケット(26)が前記傾斜位置にあるときは下方を向く出入開口(38)を有することを特徴とする、コンテナ。

【請求項9】

前記バスケット(26)を前記傾斜位置に保持するために保持手段(46、48)が前記コンテナ(10)内に配置されていることを特徴とする、請求項8に記載のコンテナ。

【請求項10】

前記バスケット(26)の移動をガイドするためにリニアガイド(52)が前記コンテナ(10)内に配置されていることを特徴とする、請求項8に記載のコンテナ。

【請求項11】

前記バスケット(26)は、前記バスケット(26)の長手方向中心軸(54)と直角をなす回転軸(42)の周りに回転する有孔カバー(36)を備えることを特徴とする、請求項8に記載のコンテナ。

【請求項12】

前記バスケット(26)は、ハンドル(44)を備えることを特徴とする、請求項8に記載のコンテナ。

【請求項13】

RTPシステム(16、18)のアルファ部(16)を備えるアイソレーター(14)と、前記アイソレーター(14)にドッキングされる請求項8～12のいずれか1項に記載のコンテナ(10)との組合せであって、

前記バスケット(26)を前記傾斜位置に支持するために支持体(84)が前記アイソレーター(14)内に取り付けられ、かつ前記RTPシステム(16、18)の前記アルファ部(16)の下方に配置され、前記位置において、前記物質は、前記バスケット(26)から自ずと下方に滑動又は下降することができることを特徴とする、組合せ。

【請求項14】

前記RTPシステム(16、18)の前記アルファ部(16)は、前記アイソレーター

(1 4) の鉛直壁 (7 6) に取り付けられることを特徴とする、請求項1_3に記載の組合せ。